

06478915165165145429145
24546771849400656245849
21549700424392451156091

まもなく！

マイナンバー制度

が始まりますよ！！

06478915165165145429145645
24546771849400656245849767
21549700424392451156091266

平成27年10月から、住民票を有する方全員に、地方公共団体情報システム機構から個人番号を通知する「通知カード」が郵送されます。

通知カードには、「氏名」「住所」「性別」「生年月日」「個人番号」が記載されています。

また、平成28年1月からは、「個人番号カード」の交付を開始します。

交付を希望される方は、通知カードに同封されている申請書を郵送し、通知が届いた後役場で通知カードと引換えに個人番号カードを受け取ります。

※この「通知カード」、「個人番号カード」はどちらも大切に保管してください。

個人番号 ○○○*****○○○
生年月日 ○年○月○日
性別 男
指名 大豊三郎
住所 高知県長岡郡大豊町高須231

※通知カードイメージ



※個人番号カードイメージ

住所地で通知カードを受け取れない方は居所情報の登録が必要です。

重要なお知らせ！

マイナンバーの通知カードは、原則として住所地（住民票に記載されている住所）に送られますが、次に掲げるやむを得ない理由により、住所地において通知カードを受け取ることができない方は、現在お住まいの場所（居所）を必ず登録申請してください。居所情報の登録申請により、現在お住まいの場所（居所）で通知カードを受け取れます。

○居所登録の対象となる方

- ◆平成27年10月5日以降、医療機関・施設などへの長期入院・入所が見込まれ、かつ、入院・入所中は住所地に誰も居住していない方。
- ◆東日本大震災により被災し、住所地以外の場所へ避難している方。
- ◆ドメスティック・バイオレンス（DV）、ストーカー行為等、児童虐待等の被害者で、住所地以外の場所へ移動している方。
- ◆その他、やむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることができない方。

居所情報の登録を希望される方は、平成27年8月24日から9月25日までの間（必着）に、居所情報登録申請書に本人確認書類の写し、居所に居住することを証する書類の写し、委任状（代理人が申請する場合）を添えて、住民票のある市区町村に提出してください。申請書は住民課保険窓口班、総合ふれあいセンターにあります。申請は郵送でもできます。

注目！！ マイナンバー制度とは??

マイナンバーは、正式には「個人番号」といい、住民票を有する住民一人ひとりに付けられる12桁の番号のことです。

マイナンバー制度は、このマイナンバーを使って、税務署などの国の機関や地方公共団体、健康保険組合などが持っている個人のさまざまな情報を同一人物の情報かどうか確認する社会基盤であり、社会保障・税・災害対策の3つの分野で活用することにより、住民サービスのより一層の向上につながると考えられております。

☆ 「通知カード」、「個人番号カード」等に関するQ&A ☆

Q. 個人番号カードって何に使うの？

A. 各種手続きの際に個人番号確認及び本人確認のための身分証明書として利用します。

Q. 個人番号カードって有効期限はあるの？

A. 20歳以上の方は10年間、20歳未満の方は容姿の変化を考慮して5年間です。
(個人番号カードには顔写真が添付されます。)

Q. 個人番号カードの交付を受けたら、通知カードはどうすればいいの？

A. 「通知カード」に有効期限はありませんが、「個人番号カード」の交付を受けた方は窓口で返納していただきます。

Q. 引っ越した時は、どんな手続きが必要なの？

A. 引っ越した先の役場で転入届を出す際に、「通知カード」もしくは「個人番号カード」の記載内容を変更する必要があります。引っ越しにかかわらず記載内容に変更があった際には窓口まで届出をお願いします。

Q. カードを紛失したらどうすればいいの？

A. 「通知カード」を紛失した場合、役場までご連絡ください。
「個人番号カード」を紛失した場合、ただちに個人番号カードコールセンターまでご連絡ください。(平成27年8月1日現在、具体的な連絡先は未定)

Q. ここに無い質問はどこへすればいいの??

A. マイナンバーコールセンター
0570-20-0178 (全国共通ナビダイヤル)
大豊町役場 住民課 保険窓口班
0887-72-0450

